

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
「㊸」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「㊹」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
「㊺」欄の金額は、第1表の㊸欄に転記します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。

人格のない社団又は財団に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					被 相 続 人		
人格のない社団 又は財団の名称 (法人整理番号)					(		)
1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所 在 場 所 等	数 量 固定資産税 評 価 額	単 価 倍 数	価 額
1							円
2							
3							
4							
5							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合 計 額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円
2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算							
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)		④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額		⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額		⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)	
円		円		円		円	
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)		⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額		⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額		⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額	
円		円		円		円	
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+復興特別法人税の額)			
円		円		円			
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算							
⑭ 相続税の差引税額 (第 1 表の⑬の金額)		⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×②÷①)		⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)		⑰ 限度額 (⑬の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)	
円		円		円		円	
4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算							
⑱ 相続税の差引税額 (第 1 表の⑬の金額)		⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)		⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)		(注) ㉔の金額を人格のない社団又は財団の第 1 表の㉔欄に転記します。	
円		円		円			

第 1 表の付表 4 (平成 26 年分以降用)

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。

2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。

なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。

3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

(1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(3) 「⑪」及び「⑫」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

(4) 「⑬」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑧」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。

4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。「⑭」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「⑰」欄に転記します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額の計算書

被相続人

私は、租税特別措置法第70条の6第1項
の規定による農地等についての相続税の納
税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

(歳)

(歳)

(歳)

第3表
(平成26年分以降用)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、
特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取
得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)			
課税 価格 の 計 算	取得財産 の価額 農業相続人 (第12表⑤)	①	円	円	円
	その他の人 (第1表①・第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③			
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A	, 000	, 000
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦	00		
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧	1.00		
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
	農業相続 人の納税 猶予の基 となる税 額	⑩	00	(第1表の⑦の金額) 00円	(この表の⑦の金額) 00円
	農業投資価格超 過額(第12表③)	⑪	B		
	各人へのあん分額 (⑨×各人の⑩÷⑪)	⑫			
各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬			

財産を取得した人の氏名					
課税 価格 の 計 算	取得財産 の価額 農業相続人 (第12表⑤)	①	円	円	円
	その他の人 (第1表①・第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③			
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	, 000	, 000	, 000
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦			
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
	農業相続 人の納税 猶予の基 となる税 額	⑩			
	農業投資価格超 過額(第12表③)	⑪			
	各人へのあん分額 (⑨×各人の⑩÷⑪)	⑫			
各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬			

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。

2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

第3表(平26.7)

(資4-20-4-A4統一)

外国税額控除額
農地等納税猶予税額

の 計 算 書

被相続人

第8表

(平成26年分以降用)

1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)						
		..		円	円		円	円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。

2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。

3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑰」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額

(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑮×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	②			
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+⑭)の金額)	③			
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑮×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	⑤			
計の金額 (③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥			
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑳」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の5表の①又は⑥欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑳」欄に転記します。

株 式 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算 書

被 相 続 人

経 営 承 継 人
(経営承継相続人等・
経営相続承継受贈者)第
8
の
2
表

(平成26年分以降用)

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑥ 基礎控除額（第2表の②欄の金額）	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑩)	⑫相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。
2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

①（経営承継人の第1表の（⑩＋⑯－⑫））の金額	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の③／1の（③＋⑤））	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a（②＋③－経営承継人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の④／1の（④＋⑤））	
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b（④＋⑤－経営承継人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）	
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）	
⑧（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は0）	
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注2参照）	
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注3参照）	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の5表の②又は⑦欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 入力 確認

第8の2表(平26.7)

(資4-20-9-2-A4統一)

被 相 続 人	
林業経営相続人	

林業経営相続人

施業対象山林のうち特例山林の全てについて租税
ます。

	円
	, 000
	, 000
⑥欄（又は第3表の⑥欄）の	, 000
	0, 000, 000
	, 000
	, 000

特定価額の20%に相当する金額に基づく相統税の総額の計算	
⑧法定相統分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑪相統税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
円	円
, 000	
, 000	
, 000	
, 000	
, 000	
, 000	
, 000	
⑫相統税の総額 (⑪の合計額)	00

借置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納
目続分」欄からそれぞれ転記します。

	円
＋⑤))	
%)	
(赤字の場合は 0)	
	00

の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑩」の金額とし、
林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例又は非上
の③又は⑧欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林

その頁目上と下とを二つに分けて、三十二の

第8の3表
(平成26年分以降用)

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び 山林納税猶予税額の調整計算書

被 相 続 人	
相 続 人 (農 業 相 続 人) (経 営 承 継 人) (林 業 経 営 相 続 人)	
この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。	
1 調整前納税猶予税額等の明細 この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書(第8の5表)において「経営承継人」と表記しています。	
① 調整前農地等納税猶予税額(その人の第8表の「2」の⑦欄の金額)	円 00
② 調整前株式等納税猶予税額(その人の第8の2表の「2」の⑩欄の金額)	00
③ 調整前山林納税猶予税額(その人の第8の3表の「2」の⑧欄の金額)	00
④ 調整前納税猶予税額(①+②+③)	00
⑤ 納税可能税額(その人の第1表の②欄の金額)	00
(注) 1 ④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額③」、「株式等納税猶予税額④」又は「山林納税猶予税額⑤」欄にそれぞれ転記します。	
2 各納税猶予税額の調整 この欄は、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)に使用します。 なお、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は記入を要しません(上記1の(注)2参照)。	
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額(⑤×①/④)(100円未満切捨て)	円 00
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額(⑤×②/④)(100円未満切捨て)	00
⑧ 調整後の山林納税猶予税額(⑤×③/④)(100円未満切捨て)	00
(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額③」、「株式等納税猶予税額④」又は「山林納税猶予税額⑤」欄にそれぞれ転記します。	

第8の5表

(平成26年分以降用)

第8の5表(平26.7)

(資4-20-9-6-A4統一)

純資産価額に加算される暦年課税分の
贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

第14表
(平成26年分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細					② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に算入される価額 (①-②)
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額		
1		・ ・					円	円	円
2		・ ・							
3		・ ・							
4		・ ・							

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	(各人の合計)							
④金額		円	円	円	円	円	円	円	円

「上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号)

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑦欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合 計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした 相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額		
・ ・					円		
・ ・							
合 計							

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

F D 3 5 3 5

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

種類		細目	番号	各人の合計										被相続人						
※		整理番号		被相続人										(氏名)						
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)		田	①																	
		畑	②																	
		宅地	③																	
		山林	④																	
		その他の土地	⑤																	
		計	⑥																	
⑥のうち 特別 農地等		通常価額	⑦																	
		農業投資価格 による価額	⑧																	
事業 (農業 用財産)		家屋、構築物	⑨																	
		機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑩																	
		商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪																	
		売掛金	⑫																	
		その他の財産	⑬																	
有価 証券		計	⑭																	
		特定同族 会社の株式 及び出資	⑮																	
		配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	⑯																	
		⑯及び⑰以外の株式及び出資	⑰																	
		公債及び社債	⑱																	
現金、 預貯金等		証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑲																	
		計	⑳																	
		現金、預貯金等	㉑																	
		家庭用財産	㉒																	
		計	㉓																	
その他の 財産		生命保険金等	㉔																	
		退職手当金等	㉕																	
		立木	㉖																	
		その他	㉗																	
		計	㉘																	
債権 債務 等		合 (⑥+⑨+⑬+⑰+⑲+㉒+㉘)	㉙																	
		相続時精算課税適用財産の価額	㉚																	
		不動産等の価額 (⑥+⑨+⑬+⑰+⑲+㉒)	㉛																	
		⑯のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉜																	
		⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉝																	
		債権	㉞																	
		債務	㉟																	
		葬式費用	㊱																	
		合 計 (㉞ + ㊱)	㊲																	
		差引純資産価額 (㊲+㉚-㉟) (赤字のときは0)	㊳																	
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 課税価格 (㊳+㉟) (1,000円未満切捨て)	㊴																		

第15表 (平成26年分以降用)

第15表 (平成26年分以降用)

(資4-20-16-3-A4統一)

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

F D 3 5 3 6

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

（単位は円）		被相続人	
種類	細目	番号	（氏名）
※	整理番号		
土地（土地の上に存する権利を含みます）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦	
	農業投資価格による価額	⑧	
家屋、構築物		⑨	
	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪	
	売掛金	⑫	
事業（農業）用財産	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
有価証券	特定同族会社株式及び出資	⑮	
	配当還元方式によったもの その他の方式によったもの	⑯	
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	
証券	公債及び社債	⑱	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲	
	計	㉑	
現金、預貯金等		㉒	
家庭用財産		㉓	
その他の財産	生命保険金等	㉔	
	退職手当金等	㉕	
	立木	㉖	
	その他	㉗	
計		㉘	
合計	（⑥＋⑨＋⑭＋㉑＋㉒＋㉓＋㉘）	㉙	
相続時精算課税適用財産の価額		㉚	
不動産等の価額	（⑥＋⑨＋⑭＋㉑＋㉒＋㉓）	㉛	
⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80％の額		㉜	
⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80％の額		㉝	
負債		㉞	
葬式費用		㉟	
合計	（㉞＋㉟）	㊱	
差引純資産価額（㉞＋㉟－㊱）（赤字のときは0）		㊲	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊳	
課税価格（㊲＋㊳）（1,000円未満切捨て）		㊴	000

第15表（続）（平成26年分以降用）

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)

種類	細目	番号	(氏名)	被相続人	(氏名)	
※	整理番号					
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①				
	畑	②				
	宅地	③				
	山林	④				
	その他の土地	⑤				
	計	⑥				
	⑥のうち 特例 農地等	⑦				
	通常価額 に よる価額	⑧				
家屋、構築物	⑨					
事業 (農業)	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑩				
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪				
	売掛金	⑫				
	その他の財産	⑬				
用財産	計	⑭				
	有価証券	特定同族 会社の株式 及び出資	⑮			
		配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	⑯			
		⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰			
証	公債及び社債	⑱				
	証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑲				
	計	⑳				
	現金、預貯金等	㉑				
家庭用財産	㉒					
その他 の財産	生命保険金等	㉓				
	退職手当金等	㉔				
	立木	㉕				
	その他	㉖				
計	㉗					
合 (⑥+⑨+⑩+⑭+⑰+㉒+㉗)	㉘					
相続時精算課税適用財産の価額	㉙					
不動産等の価額 (⑥+⑨+⑩+⑭+⑰+㉒)	㉚					
⑩のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉛					
⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉜					
債務	㉝					
葬式費用	㉞					
等 合計(㉝+㉞)	㉟					
差引純資産価額(㉚+㉜-㉟) (赤字のときは0)	㊱					
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㊲					
課税価格(㊱+㊲) (1,000円未満切捨て)	㊳					

第15表(続) (平成26年分以降用)

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名 簿 番 号

税 務 署
受 付 印

____年____月____日提出

〒

税務署長

住 所
(居所)

申請者 氏 名 ⑤ 電話

遺産の分割後、

- ・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（相続特別措置法第69条の4第1項）
- ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（相続特別措置法第69条の5第1項）
- ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の相続特別措置法第69条の5第1項）

の適用を受けたいので、遺

産が未分割であることについて、

- ・相続税法施行令第4条の2第2項
- ・相続特別措置法施行令第40条の2第16項又は第18項
- ・相続特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
- ・相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の相続特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

に規定するやむを

得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名 住 所 _____ 氏 名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

.....

.....

.....

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類

- ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
- ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
- ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
- ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住 所 (居 所)	氏 名	続 柄
	印	
	印	
	印	
	印	

○ 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

相続税の修正申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各 人 の 合 計			財 産 を 取 得 し た 人		
(被相続人)							
氏 名					⑧		
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)		
住 所					〒 (-)		
被相続人	職 業						
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。					相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整 理 番 号							
区 分	① 修正前の課税額	② 修正額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	
取得財産の価額 (第11表③)	円	円	円	円	円	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)							
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)							
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)							
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)							
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥ A ,000	A ,000	,000	,000	,000	,000	
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	B (人) 0,000,000	B (人) 0,000,000	(人) 0,000,000	左の欄には、第2表の②欄の⑥の人数及び⑦の金額を記入します。			
相続税の総額	⑦ 00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。			
一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧ 1.00	1.00					
あん分割合 (金⑩の②)	⑨ 円	円	円	円	円	円	
農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑩ 円	円	円	円	円	円	
相続税額の2割加算が行われる場合 (第4表1⑤)	⑪ 円	円	円	円	円	円	
各人の納付・還付税額の計算	⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2③)						
配偶者の税額軽減額 (第5表⑥又は⑦)	⑬						
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭						
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮						
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯						
外国税額控除額 (第8表1⑤)	⑰						
計	⑱						
差 (⑬+⑭-⑮)又は (⑱+⑰-⑲) (赤字のときは0)	⑲						
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表③)	⑳ 00	00	00	00	00	00	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑						
小計 (⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒						
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉓ 00	00	00	00	00	00	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉔ 00	00	00	00	00	00	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉕ 00	00	00	00	00	00	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖ 00	00	00	00	00	00	
申告納税額 (㉒-㉖-㉗) 還付される税額	㉗ 00	00	00	00	00	00	
申告納税額 (㉒-㉖-㉗) 還付される税額	㉘ △	△		△	△		

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表③) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 税務署 整理欄 通 信 日 付 印 年 月 日 (確認) (者印) 集計票 (集計) (カード)

※ 項目は記入する必要はありません。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑧

□税理士法第30条の書面提出有 □税理士法第33条の2の書面提出有

相続税の修正申告書(続)

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人			
氏名		㊸			㊸			
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)			
住所 (電話番号)		〒 (- -)			〒 (- -)			
被相続人との続柄	職業							
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※整理番号		□□□□□□□□			□□□□□□□□			
区分		㊴ 修正前の課税額	㊵ 修正申告額	㊶ 修正する額(㊵-㊴)	㊴ 修正前の課税額	㊵ 修正申告額	㊶ 修正する額(㊵-㊴)	
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表㉓)	①	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1㉑)	②						
	債務及び葬式費用の金額(第13表3㉑)	③						
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④						
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1㉑)	⑤						
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	㊴						
	相続税の総額	㊵						
	一般の場合(㊴の場合を除く)	あん分割合(各人の㊵)	⑧					
		算出税額(㊴の㊵)	⑨	円	円	円	円	円
		農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑩					
		算出税額(㊴の㊵)	⑪	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2㉑)	⑫					
		配偶者の税額軽減額(第5表㉑又は㉒)	⑬					
		未成年者控除額(第6表1㉑、㉒又は㉓)	⑭					
		障害者控除額(第6表2㉑、㉒又は㉓)	⑮					
		相次相続控除額(第7表㉑又は㉒)	⑯					
		外国税額控除額(第8表1㉑)	⑰					
		計	⑱					
	※(㉑+㉒-⑱)又は(㉑+㉒-⑱)(赤字のときは0)	⑲						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表㉑)	㉒	00	00	00	00	00	00
	医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	㉓						
	小計(㉑-㉒-㉓)(赤字のときは100円未満切捨て)	㉔						
	農地等納税猶予税額(第8表2㉑)	㉕	00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額(第8の2表2㉑)	㉖	00	00	00	00	00	00	
山林納税猶予税額(第8の3表2㉑)	㉗	00	00	00	00	00	00	
医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	㉘	00	00	00	00	00	00	
申告納税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	㉙	00	00	00	00	00	00	
申告期限までに納付すべき税額還付される額	㉚	△	△		△	△		

(注) ㉚欄の金額が赤字となる場合は、㉚欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉚欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表㉑)があるときの㉚欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署 整理欄	年分	名簿番号	検算印	
-------------	----	------	-----	--

第1表(続)(平成26年分以降用)

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成26年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表)

財産を取得した人の氏名			(各人の合計)						
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人(第12表㉔)	㊦	円	円	円	円	円	
		その他の人(第1表㉑+第1表㉒)	㊦						
	債務及び葬式費用の金額(第1表㉓)		㊦						
	純資産価額(㉑-㉓)又は(㉒-㉓)(赤字のときは0)		㊦						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㉕)		㊦						
	課税価格(㉑+㉕)(1,000円未満切捨て)		㊦	A ,000	A ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表㉙)		㊦	00	00	00			
	あん分割合(各人の㉑/A)		㊦	1.00	1.00				
	算出税額(㊦×各人の㉑)		㊦	円	円	円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	㊦	00	00	00	この欄には、第1表の㊦欄の金額からこの表の㊦欄の金額を控除した金額を記入します。		
		農業投資価超過額(第12表㉔)	㊦	B	B		円	円	円
		各人へのあん分額(㉑×各人の㉑+㉕)	㊦						
各人の算出税額(㊦+㉕)		㊦							

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の㉕欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額㉕」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の㉑の金額)	①		円	円	円	円	円	円
	②	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㉑×上の表の各農業相続人の㉑の金額)						
	③	税額控除額の計(第1表の各農業相続人の㉑+㉕)の金額						
	④	上の表の㉑の各農業相続人の算出税額						
	⑤	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㉑×上の表の各農業相続人の㉑の金額)						
	⑥	(㉑-(㉑+㉕))の金額(赤字のときは0)						
	⑦	農地等納税猶予税額(㉑+㉕-㉑)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の㊦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉑」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の①又は⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉑」欄に転記します。
2 ㊦欄の㊦欄に記入する金額は、㊦欄の「㉑+㉕-㉑」の金額が㊦欄の㊦欄の金額を超える場合には、㊦欄の㊦欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㊦欄の㊦欄の金額は、㊦欄の㊦欄の金額を超えることができます。